

田畠の猪による被害対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十一月二十四日

板野勝次

参議院議長 佐藤尙武殿

田畠の猪による被害対策に関する質問主意書

一、岡山県北部地帯においては、猪が繁殖して田畠の被害が甚大であり、農民は徹夜して、ブリキ罐を叩き、或いは柵を設けて、被害を防止するために努力を続けているが、被害の防止が出来ないで困惑を極めている。

これに対する政府の被害対策があれば示されたい。

二、猪の被害は政府がこれを無責任に放置した結果であることはあきらかであるが、政府は被害に対しては全額国庫負担とする意志があるかどうか、猪狩りは政府の責任において行うかどうか。